

牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬 等の特例に関する条例（案）・解説

牧之原市議会

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、本市の議会の議員（以下「議員」という。）が欠席のためにその職責を果たすことができない場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、牧之原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年牧之原市条例第38号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

【解説】

第1条は、本条例を制定する目的です。

市議会議員は議員報酬という形で報酬が支給されていますが、一定期間、会議等へ欠席した場合、その職責を果たせないことから報酬額を減額する本条例を新たに制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 次に掲げる会議をいう。
 - ア 牧之原市議会の定例会及び臨時会
 - イ 牧之原市議会委員会条例（平成17年牧之原市条例第148号）に基づき設置された委員会
 - ウ 牧之原市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の規定に基づき設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員派遣
 - オ 牧之原市議会委員会条例（平成17年牧之原市条例第148号）第37条に規定する委員派遣
- (2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。
- (3) 公務上の災害等 静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償条例（平成18年組合告示第283号）の規定により認定された公務上の災害等をいう。

【解説】

第2条は、本条例で用いる用語について定義しています。

「市議会の会議等」とは、定例会や臨時会のほか法令や条例、規則等で規定される会議等をいいます。

本条例において定義している「長期欠席」とは、一般的な概念とは異なり「90日を超える」期間をいいます。

(長期欠席に係る届出)

- 第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、速やかに議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができるものとする。
- 2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、議長に届け出なければならない。
- 3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

【解説】

第3条は、長期欠席に係る届出及び長期欠席から復帰する場合について規定しています。

議員は、長期欠席することとなった場合は、速やかに議長へ届け出るものとしています。なお、長期欠席する議員自らが届出を提出することができないときは、代理人となる親族が届け出ることも認めています。

また、長期欠席していた議員が、会議等へ出席することができることとなった場合については、議長へ届け出ることを定めています。

(議員報酬の減額)

- 第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、当該議員報酬に次の表に定める割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

- 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日から、第3条第2項の届出があった日の前日まで適用し、報酬は日割りにより計算する。

【解説】

第4条は、長期欠席の議員の議員報酬の減額割合について規定しています。

減額割合の適用は、90日を超えた日から20/100が適用され、365日を超えるときは50/100が減額されることとなります。

また、日割り計算の適用についても規定しています。

(期末手当の減額)

- 第5条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前日から前6月までの間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当から、当該期末手当に減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日の前日から前6月までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用する。

【解説】

第5条は、長期欠席の議員の期末手当の減額について規定しています。

基準日の前6月の間に長期欠席により議員報酬を減額支給された月がある場合、期末手当は第4条に規定する減額割合を乗じて得た額を支給します。

なお、議員報酬の減額割合の異なる月がある場合は、減額割合の高い区分を適用することとします。

(適用除外)

- 第6条 次の各号に掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、第4条及び第5条の規定は適用しない。
- (1) 公務上の災害等
- (2) 議員の妊娠又は出産(次に掲げる期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等を欠席することについて当該議員が議長及び委員長に届け出ている場合に限る。)等で、次に掲げるもの
- ア 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間
- イ 妊娠又は出産に起因する疾病により、市議会の会議等を欠席する必要があると医師が認める期間
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合

【解説】

第6条は、長期に欠席することとなった場合であっても、議員報酬及び期末手当が減額されることのない要件について規定しています。

議員の妊娠や出産を長期欠席の適用から除外とすることにより、女性議員が活躍できる環境整備を図るとともに、議会を活性化することにより、より良い住民サービスを実現することにつながっていくことを目指しているものです。

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕又は勾留その他のその身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬を停止する。

2 前項の規定において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止に係る額を差し引いて支給する。又、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は、適用しない。

【解説】

第7条は、議員報酬の支給停止の要件について規定しています。

議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留され、取り調べを受けることとなったときは、当該事実のあった日から処分が解かれるまでの期間については、日割り計算により減額することとします。

また、当該月の議員報酬が支払い済であったときなどは、翌月の議員報酬から減額分を差し引くこととしています。

なお、議員を辞職したことなどにより翌月の議員報酬から差し引くことができないときの減額は行いません。

(期末手当の支給停止)

第8条 基準日の前6月において、議員が前条第1項に規定する身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

【解説】

第8条は、期末手当の支給停止の要件について規定しています。

第7条第1項に規定する身体拘束処分を受けたときは、基準日（6月1日又は12月1日）における期末手当の支給は停止します。

(停止されていた議員報酬等の支給)

第9条 第7条及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

【解説】

第9条は、第7条及び第8条で停止していた議員報酬及び期末手当の支給について規定しています。

前2条に規定する処分により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当について、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分（一般的に不起訴処分と言われています）又は無罪判決が確定したときは、当該日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給するものとします。

なお、議員の資格を喪失している場合においても同様としています。

(議員報酬等の不支給)

第10条 第7条及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

2 刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了するまでの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は、支給しない。

3 基準日の前6月において、前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。

【解説】

第10条は、議員報酬及び期末手当を支給しないことについて規定しています。

第7条及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当については、当該停止に係る刑事事件について、有罪とする判決が確定したときは支給しないものとします。

刑事施設へ収容される処分を受けたときは、収容された日から処分が終了するまでの日割り計算による議員報酬は支給しません。

また、期末手当の基準日以前の6月において、第2項の規定による議員報酬を支給しない月がある場合は、基準日おける期末手当は支給しません。

(日割計算)

第11条 第4条第2項及び第7条第1項並びに第10条第2項の規定による日割りとは、その月の現日数を基礎として計算する。

【解説】

第11条は、議員報酬の減額（第4条第2項）、議員報酬の支給停止（第7条第1項）、議員報酬の不支給（第10条第2項）に規定されている日割り計算について規定しています。

日割り計算にあたっては、当該月の日数に基づいて計算するものとします。

(減額、支給停止及び不支給の効力)

第12条 この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、その事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手当に限り、効力を有する。

【解説】

第12条は、本条例で規定している議員報酬の減額、支給停止、不支給の効力の適用範囲について規定しています。

本条の規定は、当該事由が生じた日の属する議員の任期中に限り、効力を有するものとしています。

(疑義の決定)

第13条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

【解説】

第13条は、本条例の適用に関して疑義が生じた場合の決定方法について規定しています。

疑義が生じた場合、議長は、牧之原市議会委員会条例に規定する議会運営委員会に諮って決定するものとします。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第14条は、条例に規定されている事項に関し、細目的な事項を議長が定めることができることとする委任事項です。

一般的には、条例本則の末尾に置かれるもので、必要に応じ議長が事務処理のあり方などを別に定めることとしています。